

# 柿餅区会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は柿餅区会と称し、事務所を区長宅に置く。

(目的)

第2条 この区会は役所等の関係機関及び区民相互の連絡調整を行うとともに区民の親睦を図り、明るい日常生活の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この区会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区内相互の連絡調整
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) その他目的達成のために必要な事業

(構成)

第4条 この区会は、大網白里市柿餅及び隣接する柳橋、北飯塚、富田に居住する世帯等であって、この区に加入したのものをもって構成する。加入にあたっては、別に定める加入申込書を区長に提出する。

2 加入申し込みにあたっては、入会金として金 30,000 円を納入する(3回分割可)。ただし、状況によりこれを減免することができるものとし、その要件は別に定める。

3 この区会に加入したものは、最寄りの班に所属する。

(役員)

第5条 この区会に次の役員をおく。

- (1) 区 長 1名
- (2) 副区長 2名(内1名は会計)
- (3) 班 長 各班1名
- (4) 公民館長 1名
- (5) 統計調査員 1名
- (6) 監 査 2名

2 班長・監査以外の役員は、総会で選出する。

- 3 班長は各班で選出する。
- 4 監査は班長の中から選出する。

(職務)

第6条 区長は、この区会を代表し会務を統括する。ただし農業に関係ある事項については、農家組合長の職務とする。

- 2 副区長は、区長を補佐し区長に支障あるときは、その職務を代行する。
- 3 班長は、会務を執行する。
- 4 公民館長は、区公民館の管理運営を行う。
- 5 統計調査員は、各種統計調査を行う。
- 6 監査は、業務の執行を監査し、報告する。

(役員任期)

第7条 区長及び副区長の任期は2年、他の役員は1年とし、交代期日は、原則としてそれぞれ4月1日とする。

(会議)

第8条 この区会の会議は総会及び役員会とする。

(会議の構成)

第9条 総会は区会員をもって構成する。

- 2 役員会は、区長、副区長、班長をもって構成する。
- 3 総会、役員会は区長が招集し議長となる。

(議決)

第10条 議決は、出席人員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権能)

第11条 総会は次の事項を討議する。

- (1) 事業経過報告、歳入歳出決算報告
- (2) 事業計画案、歳入歳出予算案
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改廃、その他区会の運営に関する重要な事項

(経費)

第12条 この区会の経費は、区費、寄付金及びその他の収入をもって当てる。

(区費及び消防費)

第13条 この区会の区費は、年額5,500円とし、消防費は2,500円とする。年度途中で入会した場合の区費は別に定め、退会した場合は原則として返納しない。ただし、特別な理由がある場合は、この限りではない。

(会計年度)

第14条 この区会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。ただし、決算日は2月末日とするものとする。

(規約の改廃)

第15条 この規約は、総会において出席人員の3分の2以上の同意がなければ変更又は改廃することができない。

(区会員の死亡弔慰)

第16条 この区会の区会員の弔慰は5,000円とする。

附 則

この規約は、平成7年2月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年2月11日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年2月11日から施行する。

附 則 (平成29年2月11日改正 第4条第2項)

この規約は、平成29年2月11日から施行する。

附 則(平成30年2月11日改正 第7条、第13条及び第14条)

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

## 葬儀についての申し合わせ事項

柿餅区は旧来より葬儀については、講中により執り行ってきたが、近年講中によらない世帯が増加したため、近隣相互の親和と助け合いを旨として、次のとおり申し合わせをする。

### 記

- 1 家族が死亡したときは、班長を通じ区長に連絡する。
- 2 班長は、家族を弔問し、施主、隣家と協議のうえ、日程に合わせ必要な人員を手配する。
- 3 お通夜は、その班の各戸から出席する。その際、茶菓以外の接待はしないものとする。
- 4 葬儀には区会を代表し区長が出席する。
- 5 香典のお返しは、金1,000円程度とする。
- 6 告別式のお見送りは、班員及び区民で都合のつく限り、お見送りする。
- 7 葬儀のお手伝いの人に対する謝礼は、一切行わない。
- 8 故人と関係の深いお方の香典、葬儀に参列されることまで、この申し合わせは、規制するものではない。